解散公告

当社は、平成二十三年十月二十六日に株主総会の決議があったものとみなされた事項により、平成二十三年十月三十一日をもって解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

福井市宝永三丁目六番三号

有限会社ヨシダ商店

清算人　前田想智郎

解散公告

当社は、平成二十三年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

名古屋市中川区南脇町二丁目二三番地の三

日邦電機有限会社

清算人　伊藤　邦男

解散公告

当社は、平成二十三年十一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

大阪府堺市北区東浅香山町三丁一〇四番地

府営堺浅香山住宅一〇棟三〇九号

有限会社堺コンピュータサービス

代表清算人　溝渕　覚

解散公告

当組合は、平成二十三年八月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触五番地一

壱岐建設業協同組合

代表清算人　宮坂　幸秋

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年十一月七日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

宮城県東松島市根古字鰹前五四番地

東松島市小野駅前土地区画整理組合

代表清算人　阿部　勝夫

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年十一月十日神奈川県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

神奈川県三浦市初声町三戸一〇六番地一

清算法人三浦市三戸土地改良区

清算人代表　三上　一夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十一月十八日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

長野県上伊那郡飯島町飯島二五三七番地

財団法人飯島町振興公社

代表清算人　高坂　宗昭

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十月三十一日京都府知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

京都府綾部市岡安町田中五番地の一

財団法人岡安永安会

代表清算人　四方　房夫

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年十一月八日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

高知県香美市土佐山田町宝町一丁目二番一号

香美市土地開発公社

清算人　明石　猛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年四月三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

福岡県築上郡築上町大字小原九九七番地一

農事組合法人小原農事利用組合

清算人　田中　廣幸

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

滋賀県大津市御陵町三番一号

財団法人大津市産業廃棄物処理公社

代表清算人　目片　信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十一月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

大阪府豊中市庄内幸町二丁目二三番三〇号

社団法人大阪府治療師会

代表清算人　田窪　重実

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

福岡市博多区堅粕一丁目二九番一号福岡県立福岡高等学校内　財団法人県立福高協会

代表清算人　藤　和義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

札幌市中央区大通東三丁目二番地北海道電気会館

社団法人北海道電気管理技術者協会

代表清算人　髙橋　利春

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十一日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

山形市鈴川町三丁目三番二三号

財団法人太田長次郎教育奨励会

代表清算人　長岡　幹夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

埼玉県所沢市東狭山ヶ丘一丁目五三番一四号

特定非営利活動法人いきがいＰＣサロン

代表清算人　大舘　繁

解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十三年十月二十日付けで埼玉県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年十二月五日

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚一〇五番地四

清算法人庄内古川悪水路土地改良区

代表清算人　坂齊　忠造